

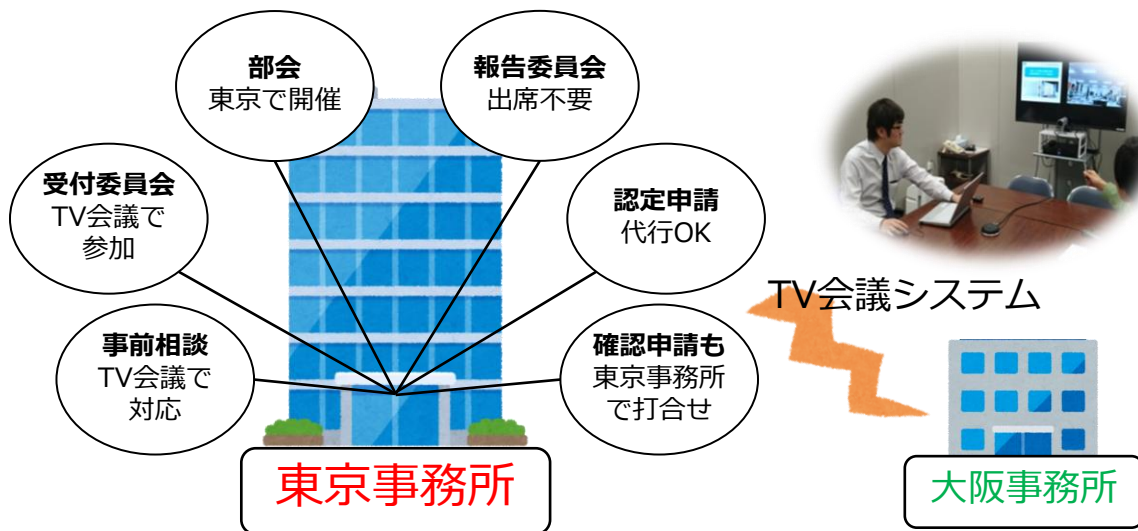
東京事務所で審査を実施します

◇東京事務所では以下の打合せ・審査を行います。

- ① 事前打合せ (TV会議システム利用)
- ② 受付委員会 (TV会議システム利用、標準コースのみ)
- ③ 部会
- ④ 確認申請に係る打合せ (TV会議システム利用)

☆東京の構造設計者様へのメリット

- ・ 大阪への移動時間、交通費等のコストが削減可能となります
- ・ 確認申請に係る打合せも行うため、建設中の変更や検査もスムーズに対応できます



■ 日本建築総合試験所 東京事務所
 東京都港区西新橋2-8-4 寺尾ビル8F
 都営三田線「内幸町」駅より徒歩3分
 JR、銀座線、浅草線「新橋」駅より徒歩6分

問合せ先：
 性能評定課 野村、山崎、柳井
 TEL：06(6966)7600
 E-mail：seinou@gbrc.or.jp